

吉岡町地域防災計画

一般災害対策編

震災対策編

県外の原子力施設事故対策編

資料・様式編

新旧対照表

(令和8年2月修正)

頁	修正前	修正後																				
4	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="237 384 1128 874"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東総合通信局</td> <td>3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事 (略)</td> </tr> <tr> <td>関東財務局 前橋財務事務所</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	関東管区警察局	(略)	関東総合通信局	3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事 (略)	関東財務局 前橋財務事務所	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1200 384 2092 874"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東総合通信局</td> <td>3 災害対策用移動通信機器、<u>臨時災害放送局用設備</u>及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事 (略)</td> </tr> <tr> <td>関東財務局 前橋財務事務所</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	関東管区警察局	(略)	関東総合通信局	3 災害対策用移動通信機器、 <u>臨時災害放送局用設備</u> 及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事 (略)	関東財務局 前橋財務事務所	(略)				
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																					
関東管区警察局	(略)																					
関東総合通信局	3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事 (略)																					
関東財務局 前橋財務事務所	(略)																					
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																					
関東管区警察局	(略)																					
関東総合通信局	3 災害対策用移動通信機器、 <u>臨時災害放送局用設備</u> 及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事 (略)																					
関東財務局 前橋財務事務所	(略)																					
7	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="237 978 1128 1350"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東日本電信電話</u> (株) (群馬支店)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人 水資源機構</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<u>東日本電信電話</u> (株) (群馬支店)	(略)	(略)	(略)	独立行政法人 水資源機構	(略)	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1200 978 2092 1350"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>NTT東日本</u>(株) (群馬支店)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人 水資源機構</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<u>NTT東日本</u> (株) (群馬支店)	(略)	(略)	(略)	独立行政法人 水資源機構	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(略)	(略)																					
<u>東日本電信電話</u> (株) (群馬支店)	(略)																					
(略)	(略)																					
独立行政法人 水資源機構	(略)																					
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(略)	(略)																					
<u>NTT東日本</u> (株) (群馬支店)	(略)																					
(略)	(略)																					
独立行政法人 水資源機構	(略)																					

頁	修正前	修正後												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 177 488 233">機 関 名</th> <th data-bbox="488 177 1111 233">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 233 488 408">国立研究開発法人 量子化学技術研究 開発機構 (高崎量子 <u>応用</u> 研究所)</td> <td data-bbox="488 233 1111 408">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 408 488 456">(略)</td> <td data-bbox="488 408 1111 456">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	国立研究開発法人 量子化学技術研究 開発機構 (高崎量子 <u>応用</u> 研究所)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1202 177 1471 233">機 関 名</th> <th data-bbox="1471 177 2094 233">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1202 233 1471 408">国立研究開発法人 量子化学技術研究 開発機構 (高崎量子 <u>技術基 盤</u>研究所)</td> <td data-bbox="1471 233 2094 408">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 408 1471 456">(略)</td> <td data-bbox="1471 408 2094 456">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	国立研究開発法人 量子化学技術研究 開発機構 (高崎量子 <u>技術基 盤</u> 研究所)	(略)	(略)	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱													
国立研究開発法人 量子化学技術研究 開発機構 (高崎量子 <u>応用</u> 研究所)	(略)													
(略)	(略)													
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱													
国立研究開発法人 量子化学技術研究 開発機構 (高崎量子 <u>技術基 盤</u> 研究所)	(略)													
(略)	(略)													
12	<p>第2章 災害予防計画 第2節 土砂災害対策 (略) 2 警戒避難体制の強化 (略) (2) (略) <u>(3) 土砂災害対策事業の促進</u> <u>県は、透過型砂防堰堤の整備の情報を提供し、事業の促進を図る。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第2節 土砂災害対策 (略) 2 警戒避難体制の強化 (略) (2) (略) <u>(削除)</u></p>												
15	<p>第4節 避難場所・指定避難所・避難路の整備</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 978 344 1129">町担当課</td> <td data-bbox="344 978 1137 1129">健康福祉課（福祉室・介護高齢室・健康づくり室・子育て支援室）、建設課（都市建設室・用地管理室）、教育委員会事務局（教育総務室・生涯学習室）、<u>住民課（住民環境室）</u>、企画財政課（財政室）、総務課（協働安全室）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1129 344 1185">(略)</td> <td data-bbox="344 1129 1137 1185">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	町担当課	健康福祉課（福祉室・介護高齢室・健康づくり室・子育て支援室）、建設課（都市建設室・用地管理室）、教育委員会事務局（教育総務室・生涯学習室）、 <u>住民課（住民環境室）</u> 、企画財政課（財政室）、総務課（協働安全室）	(略)	(略)	<p>第4節 避難場所・指定避難所・避難路の整備</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 978 1305 1129">町担当課</td> <td data-bbox="1305 978 2103 1129">健康福祉課（福祉室・介護高齢室・健康づくり室・子育て支援室）、建設課（都市建設室・用地管理室）、教育委員会事務局（教育総務室・生涯学習室）、企画財政課（財政室）、総務課（協働安全室）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1129 1305 1185">(略)</td> <td data-bbox="1305 1129 2103 1185">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	町担当課	健康福祉課（福祉室・介護高齢室・健康づくり室・子育て支援室）、建設課（都市建設室・用地管理室）、教育委員会事務局（教育総務室・生涯学習室）、企画財政課（財政室）、総務課（協働安全室）	(略)	(略)				
町担当課	健康福祉課（福祉室・介護高齢室・健康づくり室・子育て支援室）、建設課（都市建設室・用地管理室）、教育委員会事務局（教育総務室・生涯学習室）、 <u>住民課（住民環境室）</u> 、企画財政課（財政室）、総務課（協働安全室）													
(略)	(略)													
町担当課	健康福祉課（福祉室・介護高齢室・健康づくり室・子育て支援室）、建設課（都市建設室・用地管理室）、教育委員会事務局（教育総務室・生涯学習室）、企画財政課（財政室）、総務課（協働安全室）													
(略)	(略)													

頁	修正前	修正後
	<p>2 避難路等の整備</p> <p>町は、避難に要する時間の短縮、<u>避難路の有効幅員の拡大</u>、<u>避難路の安全性の向上</u>等を目的として、避難路となる幹線の都市計画道路をはじめとする町道等の整備に努める。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>2 避難路等の整備</p> <p>町は、<u>避難路となる道路の整備等において</u>、避難に要する時間の短縮、有効幅員の拡大、安全性の向上等を目的として、避難路となる幹線の都市計画道路をはじめとする町道等の整備に努める。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。</p> <p><u>さらに、道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水施設の補修等を推進する。また、河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止等の対策を推進する。</u></p>
16	<p>第5節 建築物の安全性の確保 (略)</p> <p>5 盛土による災害防止</p> <p>町及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検<u>等</u>を踏まえ、危険が確認された<u>盛土</u>について、<u>各法令</u>に基づき、速やかに<u>撤去命令等の是正指導</u>を行う。また、県は、当該<u>盛土</u>について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</p>	<p>第5節 建築物の安全性の確保 (略)</p> <p>5 盛土による災害防止</p> <p>町及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検<u>や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査</u>を踏まえ、危険が確認された<u>盛土等</u>について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令</u>に基づき、速やかに<u>監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行う。また、県は、当該<u>盛土等</u>について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</p>

頁	修正前	修正後								
18	<p>第7節 避難誘導體制の整備</p> <table border="1" data-bbox="199 240 1140 352"> <tr> <td data-bbox="199 240 342 352">町担当課</td> <td data-bbox="342 240 1140 352"><u>住民課（保険室・住民環境室）</u>、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）、<u>建設課（都市建設室）</u>、教育委員会事務局（学校教育室）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 352 342 416">（略）</td> <td data-bbox="342 352 1140 416">（略）</td> </tr> </table>	町担当課	<u>住民課（保険室・住民環境室）</u> 、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）、 <u>建設課（都市建設室）</u> 、教育委員会事務局（学校教育室）	（略）	（略）	<p>第7節 避難誘導體制の整備</p> <table border="1" data-bbox="1162 240 2107 352"> <tr> <td data-bbox="1162 240 1305 352">町担当課</td> <td data-bbox="1305 240 2107 352">健康福祉課（福祉室・介護高齢室・<u>子育て支援室</u>）、教育委員会事務局（学校教育室）、<u>総務課（協働安全室）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1162 352 1305 416">（略）</td> <td data-bbox="1305 352 2107 416">（略）</td> </tr> </table>	町担当課	健康福祉課（福祉室・介護高齢室・ <u>子育て支援室</u> ）、教育委員会事務局（学校教育室）、 <u>総務課（協働安全室）</u>	（略）	（略）
町担当課	<u>住民課（保険室・住民環境室）</u> 、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）、 <u>建設課（都市建設室）</u> 、教育委員会事務局（学校教育室）									
（略）	（略）									
町担当課	健康福祉課（福祉室・介護高齢室・ <u>子育て支援室</u> ）、教育委員会事務局（学校教育室）、 <u>総務課（協働安全室）</u>									
（略）	（略）									
20	<p>（略）</p> <p>6 要配慮者への配慮</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（3）</u>（略）</p> <p><u>（4）</u>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>6 要配慮者への配慮</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p><u>（3）町は、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努める。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう努める。</u></p> <p><u>（4）</u>（略）</p> <p><u>（5）</u>（略）</p>								

頁	修正前	修正後												
21	<p>第8節 災害危険区域の災害予防 (略)</p> <p>1 災害危険区域の種類</p> <table border="1" data-bbox="208 292 1120 683"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 292 687 344">(1) 土木関係</th> <th data-bbox="687 292 902 344">(2) 治山関係</th> <th data-bbox="902 292 1120 344">(3) 農地関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 344 687 683"> ア 重要水防箇所 イ 浸水想定区域 <u>ウ 土石流危険渓流</u> <u>エ 急傾斜地崩壊危険箇所</u> <u>オ 地すべり危険箇所</u> カ 土砂災害警戒区域 キ 土砂災害特別警戒区域 ク 雪崩危険箇所 </td> <td data-bbox="687 344 902 683">(略)</td> <td data-bbox="902 344 1120 683">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 土木関係	(2) 治山関係	(3) 農地関係	ア 重要水防箇所 イ 浸水想定区域 <u>ウ 土石流危険渓流</u> <u>エ 急傾斜地崩壊危険箇所</u> <u>オ 地すべり危険箇所</u> カ 土砂災害警戒区域 キ 土砂災害特別警戒区域 ク 雪崩危険箇所	(略)	(略)	<p>第8節 災害危険区域の災害予防 (略)</p> <p>1 災害危険区域の種類</p> <table border="1" data-bbox="1178 292 2089 683"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 292 1655 344">(1) 土木関係</th> <th data-bbox="1655 292 1870 344">(2) 治山関係</th> <th data-bbox="1870 292 2089 344">(3) 農地関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1178 344 1655 683"> ア 重要水防箇所 イ 浸水想定区域 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ウ 土砂災害警戒区域 エ 土砂災害特別警戒区域 オ 雪崩危険箇所 </td> <td data-bbox="1655 344 1870 683">(略)</td> <td data-bbox="1870 344 2089 683">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 土木関係	(2) 治山関係	(3) 農地関係	ア 重要水防箇所 イ 浸水想定区域 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ウ 土砂災害警戒区域 エ 土砂災害特別警戒区域 オ 雪崩危険箇所	(略)	(略)
(1) 土木関係	(2) 治山関係	(3) 農地関係												
ア 重要水防箇所 イ 浸水想定区域 <u>ウ 土石流危険渓流</u> <u>エ 急傾斜地崩壊危険箇所</u> <u>オ 地すべり危険箇所</u> カ 土砂災害警戒区域 キ 土砂災害特別警戒区域 ク 雪崩危険箇所	(略)	(略)												
(1) 土木関係	(2) 治山関係	(3) 農地関係												
ア 重要水防箇所 イ 浸水想定区域 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ウ 土砂災害警戒区域 エ 土砂災害特別警戒区域 オ 雪崩危険箇所	(略)	(略)												
23	<p>第9節 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>4 多様な情報の収集体制の整備</p> <p>(1) 町、その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 町、県、その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム <u>(総合防災情報システム及びSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク: Shared Information Platform for Disaster Management))</u> に集約できるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第9節 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>4 多様な情報の収集体制の整備</p> <p>(1) 町、その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット、<u>消防庁映像共有システム</u>等による情報収集体制を整備する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 町、県、その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム <u>(群馬県総合防災情報システム及び内閣府総合防災情報システム(SOBO-WEB))</u> に集約できるよう努める。</p> <p>(略)</p>												

頁	修正前	修正後
24	<p>第10節 通信手段の確保 (略)</p> <p>2 災害時優先電話の指定</p> <p>町、その他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実にできるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ<u>東日本電信電話株式会社</u>群馬支店及び株式会社N T T ドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておく。</p> <p>3 代替通信手段の確保</p> <p>町、その他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努める。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第10節 通信手段の確保 (略)</p> <p>2 災害時優先電話の指定</p> <p>町、その他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実にできるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ<u>N T T 東日本株式会社</u>群馬支店及び株式会社N T T ドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておく。</p> <p>3 代替通信手段の確保</p> <p>町、その他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努める。<u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場面を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p>(略)</p>
25	<p>第11節 職員の応急活動体制の整備 (略)</p> <p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 職員の応急活動体制の整備 (略)</p> <p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症<u>流行時の経験も</u>踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>(略)</p>
26	<p>第12節 防災関係機関の連携体制の整備 (略)</p> <p>1 町における受援・応援体制の整備 (略)</p>	<p>第12節 防災関係機関の連携体制の整備 (略)</p> <p>1 町における受援・応援体制の整備 (略)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(3) 町は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(3) 町は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p> <p>(略)</p>
27	<p>3 建築業団体等との連携体制の整備 (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>4</u> (略) (略) <u>5</u> (略) (略) <u>6</u> (略) (略)</p> <p>28 資料 38 (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>	<p>3 建築業団体等との連携体制の整備 (略) <u>4 郵便局との連携体制の整備</u> <u>町及び県は、あまねく県内に拠点が存在し、かつ各世帯・各事業所まで配達するネットワークを有するなどの強みを持つ、郵便局と連携した取組の推進に努める。</u> <u>5</u> (略) (略) <u>6</u> (略) (略) <u>7</u> (略) (略)</p> <p>資料 38 (略) <u>資料 39 災害時における応急対策業務に関する協定 (町内建設・土木・造園事業者)</u> <u>資料 40 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定 (町内水道事業者)</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>資料 41 災害時における相互協力に関する基本協定（<u>東日本電信電話株式会社群馬支店</u>）</p> <p>資料 42 （略）</p> <p>資料 43 （略）</p> <p>資料 44 （略）</p> <p>資料 45 （略）</p> <p>資料 46 （略）</p> <p>資料 47 （略）</p> <p>資料 48 （略）</p> <p>資料 49 （略）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>資料 41 災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定（有限会社北群馬衛生社）</u></p> <p><u>資料 42 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定（吉岡町一般廃棄物事業協同組合）</u></p> <p>資料 45 災害時における相互協力に関する基本協定（<u>NTT東日本株式会社群馬支店</u>）</p> <p>資料 46 （略）</p> <p>資料 47 （略）</p> <p>資料 48 （略）</p> <p>資料 49 （略）</p> <p>資料 50 （略）</p> <p>資料 51 （略）</p> <p>資料 52 （略）</p> <p>資料 53 （略）</p> <p><u>資料 54 災害時における復旧支援協力に関する協定</u></p> <p><u>資料 55 災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定（社会福祉法人薫英会）</u></p> <p><u>資料 56 災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定（株式会社ジョイフル本田）</u></p>
32	<p>第 14 節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備 （略）</p> <p>4 消火活動体制の整備</p> <p>（3）消防用機会・資機材の整備</p> <p>町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。</p>	<p>第 14 節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備 （略）</p> <p>4 消火活動体制の整備</p> <p>（3）消防用機会・資機材の整備</p> <p>町は、<u>多様な災害にも対応する</u>消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。</p>

頁	修正前	修正後
35	<p>第16節 避難の受入体制の整備</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>ア 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図る。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第16節 避難の受入体制の整備</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>ア 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図る。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
36	<p>(4) 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>ア 町は、指定避難所となる施設については、<u>あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、</u>良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進める。</p> <p>イ 町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p>	<p>(4) 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>ア 町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、</u>換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進める。</p> <p>イ 町は、指定避難所において貯水槽、井戸、<u>給水タンク、</u>仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p>

頁	修正前	修正後
37	<p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 町及び県は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(5) 物資の備蓄</p> <p>町は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 町及び県は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(5) 物資の備蓄</p> <p>町は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8) 避難所以外の避難者等の支援</u></p> <p><u>ア 町は、医療関係者、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u></p> <p><u>イ 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難所等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>ウ 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p>
38	<p>第 17 節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備</p> <p>2 調達計画 (略)</p> <p><u>3 追加</u></p> <p><u>3</u> 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施 (略)</p> <p><u>4</u> 飲料水の確保 (略)</p> <p>39 資料 <u>44</u> (略)</p> <p><u>追加</u></p>	<p>第 17 節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備</p> <p>2 調達計画 (略)</p> <p><u>3 孤立地域への輸送</u></p> <p><u>町及び県は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p><u>4</u> 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施 (略)</p> <p><u>5</u> 飲料水の確保 (略)</p> <p>資料 <u>49</u> (略)</p> <p><u>資料 55 災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定 (株式会社ジョイフル本田)</u></p>

頁	修正前	修正後
42	<p>第 21 節 防災訓練の実施</p> <p>2 個別防災訓練の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>新型コロナウイルス感染症等の</u>感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第 21 節 防災訓練の実施</p> <p>2 個別防災訓練の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 町は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u></p>
46	<p>第 22 節 防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <p>8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>9</u> (略)</p>	<p>第 22 節 防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <p>8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>(略)</p> <p><u>9 家庭動物への配慮</u></p> <p><u>町及び県は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p><u>10</u> (略)</p>

頁	修正前	修正後
47	<p>第 23 節 住民、事業所等の防災活動の環境整備 (略)</p> <p>1 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (1) 消防団の育成強化 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の <u>施設・装備</u>の充実を図る。また、団員の加入促進等 <u>消防団の活性化を推進し、その育成を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 自主防災組織の育成強化 (略) ア (略) イ (略) ウ 自主防災組織のリーダー <u>をサポートする</u>人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県は、防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を開催し、計画的に「防災士（ぐんま地域防災アドバイザー）」の育成を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (略)</p>	<p>第 23 節 住民、事業所等の防災活動の環境整備 (略)</p> <p>1 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (1) 消防団の育成強化 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の <u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設</u>の充実を図る。また、団員の加入促進等 <u>に取り組むとともに、地域住民と消防団の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 自主防災組織の育成強化 (略) ア (略) イ (略) ウ 自主防災組織のリーダー <u>となる</u>人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県は、防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を開催し、計画的に「防災士（ぐんま地域防災アドバイザー）」の育成を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (略)</p>
48	<p>資料 <u>48</u> (略)</p> <p>(略)</p>	<p>資料 <u>52</u> (略)</p> <p>(略)</p>

頁	修正前	修正後																												
50	<p>第24節 要配慮者対策 (略)</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成及び更新 (略) 資料 <u>53</u> (略) (略)</p> <p>7 要配慮者利用施設管理者との連携 (1) 要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。</p> <table border="1" data-bbox="208 533 1106 1038"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑨その他</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>【生活保護法（昭和25年5月4日法律第144条）第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>【社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45条）第2条第3項第1号に基づく施設】 無料低額宿泊所</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	施設の種類		(略)		⑨その他		ア	【生活保護法（昭和25年5月4日法律第144条）第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	イ	(略)	ウ	【社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45条）第2条第3項第1号に基づく施設】 無料低額宿泊所	エ	(略)	<p>第24節 要配慮者対策 (略)</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成及び更新 (略) 資料 <u>60</u> (略) (略)</p> <p>7 要配慮者利用施設管理者との連携 (1) 要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1180 533 2078 1038"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑨その他</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>【生活保護法（昭和25年5月4日法律第144条）第38条第2、3、4項に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>【社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45条）第2条第3項第8号に基づく施設】 無料低額宿泊所</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	施設の種類		(略)		⑨その他		ア	【生活保護法（昭和25年5月4日法律第144条）第38条第2、3、4項に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	イ	(略)	ウ	【社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45条）第2条第3項第8号に基づく施設】 無料低額宿泊所	エ	(略)
施設の種類																														
(略)																														
⑨その他																														
ア	【生活保護法（昭和25年5月4日法律第144条）第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設																													
イ	(略)																													
ウ	【社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45条）第2条第3項第1号に基づく施設】 無料低額宿泊所																													
エ	(略)																													
施設の種類																														
(略)																														
⑨その他																														
ア	【生活保護法（昭和25年5月4日法律第144条）第38条第2、3、4項に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設																													
イ	(略)																													
ウ	【社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45条）第2条第3項第8号に基づく施設】 無料低額宿泊所																													
エ	(略)																													
53																														
67	<p>第3章 災害応急対策計画 第2節 避難誘導</p> <table border="1" data-bbox="188 1235 1131 1410"> <tbody> <tr> <td>町担当課</td> <td>総務課（協働安全室）、<u>住民課（保険室・住民環境室）</u>、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）、<u>教育委員会事務局（学校教育室）</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	町担当課	総務課（協働安全室）、 <u>住民課（保険室・住民環境室）</u> 、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）、 <u>教育委員会事務局（学校教育室）</u>	(略)	(略)	<p>第3章 災害応急対策計画 第2節 避難誘導</p> <table border="1" data-bbox="1158 1235 2101 1370"> <tbody> <tr> <td>町担当課</td> <td>総務課（協働安全室）、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	町担当課	総務課（協働安全室）、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）	(略)	(略)																				
町担当課	総務課（協働安全室）、 <u>住民課（保険室・住民環境室）</u> 、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）、 <u>教育委員会事務局（学校教育室）</u>																													
(略)	(略)																													
町担当課	総務課（協働安全室）、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）																													
(略)	(略)																													

頁	修正前	修正後
71	<p>1 避難指示等</p> <p>(3) 伝達方法</p> <p>避難指示等は、防災行政無線、登録制メール、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 避難指示等</p> <p>(3) 伝達方法</p> <p>避難指示等は、防災行政無線、登録制メール、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>(略)</p>
71	<p>資料 50 防災行政無線（固定系）受信放送所設置状況</p> <p>資料 51 防災行政無線（移動系）子局設置状況</p>	<p>資料 57 防災行政無線施設（固定系）設置状況</p> <p>資料 58 防災行政無線施設（移動系）設置状況</p>
75	<p>第6節 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>2 災害情報の連絡</p> <p>資料 52 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>2 災害情報の連絡</p> <p>資料 59 (略)</p> <p>(略)</p>
77	<p>第7節 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急情報連絡用回線の設定</p> <p>町及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE (PS-LTE)、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。</p> <p>3 災害時優先電話の利用</p> <p>防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するために東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者であらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。</p>	<p>第7節 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急情報連絡用回線の設定</p> <p>町及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。</p> <p>3 災害時優先電話の利用</p> <p>防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにNTT東日本(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者であらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。</p>

頁	修正前	修正後						
82	<p>第9節 災害対策本部の組織</p> <p>2 課・室別事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="219 245 1131 1453"> <tr> <td data-bbox="219 245 409 1453"> 総務課 (災害対策部長 ：総務課長) </td> <td data-bbox="409 245 577 1453"> 協働安全室 </td> <td data-bbox="577 245 1131 1453"> (略) 12 <u>自衛隊派遣</u>に関すること。 13 <u>その他公共的団体への活動依頼に関する こと。(所管しているもの)</u> 14 (略) 15 (略) 16 (略) 17 <u>他市町村や民間企業との物資応援に関 する協定に関すること。</u> 18 (略) 19 <u>他市町村</u>からの応援の受入れに関する こと。 20 (略) 21 避難誘導に関すること。 22 (略) 23 (略) 24 (略) 25 (略) 26 <u>自治会連合会</u>・自主防災組織に関する こと。 27 <u>自治会・自主防災組織の支援に関する こと。</u> 28 (略) 29 (略) 30 (略) 31 (略) 32 <u>その他公共的団体(自治会)の活動支 援に関すること。</u> 33 (略) 34 (略) 35 (略) 36 (略) </td> </tr> </table>	総務課 (災害対策部長 ：総務課長)	協働安全室	(略) 12 <u>自衛隊派遣</u> に関すること。 13 <u>その他公共的団体への活動依頼に関する こと。(所管しているもの)</u> 14 (略) 15 (略) 16 (略) 17 <u>他市町村や民間企業との物資応援に関 する協定に関すること。</u> 18 (略) 19 <u>他市町村</u> からの応援の受入れに関する こと。 20 (略) 21 避難誘導に関すること。 22 (略) 23 (略) 24 (略) 25 (略) 26 <u>自治会連合会</u> ・自主防災組織に関する こと。 27 <u>自治会・自主防災組織の支援に関する こと。</u> 28 (略) 29 (略) 30 (略) 31 (略) 32 <u>その他公共的団体(自治会)の活動支 援に関すること。</u> 33 (略) 34 (略) 35 (略) 36 (略)	<p>第9節 災害対策本部の組織</p> <p>2 課・室別事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1189 245 2101 1453"> <tr> <td data-bbox="1189 245 1379 1453"> 総務課 (災害対策部長 ：総務課長) </td> <td data-bbox="1379 245 1547 1453"> 協働安全室 </td> <td data-bbox="1547 245 2101 1453"> (略) 12 <u>自衛隊派遣要請</u>に関すること。 <u>(削除)</u> 13 (略) 14 (略) 15 (略) 16 <u>他市町村や民間企業への応援要請に関 すること。</u> 17 (略) 18 <u>応援団体</u>からの応援の受入れに関する こと。 19 (略) 20 <u>来庁者の避難誘導</u>に関すること。 21 (略) 22 (略) 23 (略) 24 (略) 25 <u>自治会</u>・自主防災組織に関すること。 <u>(削除)</u> 26 (略) 27 (略) 28 (略) 29 (略) <u>(削除)</u> 30 (略) 31 (略) 32 (略) 33 (略) </td> </tr> </table>	総務課 (災害対策部長 ：総務課長)	協働安全室	(略) 12 <u>自衛隊派遣要請</u> に関すること。 <u>(削除)</u> 13 (略) 14 (略) 15 (略) 16 <u>他市町村や民間企業への応援要請に関 すること。</u> 17 (略) 18 <u>応援団体</u> からの応援の受入れに関する こと。 19 (略) 20 <u>来庁者の避難誘導</u> に関すること。 21 (略) 22 (略) 23 (略) 24 (略) 25 <u>自治会</u> ・自主防災組織に関すること。 <u>(削除)</u> 26 (略) 27 (略) 28 (略) 29 (略) <u>(削除)</u> 30 (略) 31 (略) 32 (略) 33 (略)
総務課 (災害対策部長 ：総務課長)	協働安全室	(略) 12 <u>自衛隊派遣</u> に関すること。 13 <u>その他公共的団体への活動依頼に関する こと。(所管しているもの)</u> 14 (略) 15 (略) 16 (略) 17 <u>他市町村や民間企業との物資応援に関 する協定に関すること。</u> 18 (略) 19 <u>他市町村</u> からの応援の受入れに関する こと。 20 (略) 21 避難誘導に関すること。 22 (略) 23 (略) 24 (略) 25 (略) 26 <u>自治会連合会</u> ・自主防災組織に関する こと。 27 <u>自治会・自主防災組織の支援に関する こと。</u> 28 (略) 29 (略) 30 (略) 31 (略) 32 <u>その他公共的団体(自治会)の活動支 援に関すること。</u> 33 (略) 34 (略) 35 (略) 36 (略)						
総務課 (災害対策部長 ：総務課長)	協働安全室	(略) 12 <u>自衛隊派遣要請</u> に関すること。 <u>(削除)</u> 13 (略) 14 (略) 15 (略) 16 <u>他市町村や民間企業への応援要請に関 すること。</u> 17 (略) 18 <u>応援団体</u> からの応援の受入れに関する こと。 19 (略) 20 <u>来庁者の避難誘導</u> に関すること。 21 (略) 22 (略) 23 (略) 24 (略) 25 <u>自治会</u> ・自主防災組織に関すること。 <u>(削除)</u> 26 (略) 27 (略) 28 (略) 29 (略) <u>(削除)</u> 30 (略) 31 (略) 32 (略) 33 (略)						

頁	修正前			修正後		
83	総務課 (災害対策部長 ：総務課長)	協働安全室	<u>37 広域応援（他自治体との協定）等に関する</u> <u>すること。</u> <u>38</u> (略) <u>39</u> (略) <u>40</u> (略) <u>41</u> (略) <u>42</u> (略) <u>43</u> (略)	総務課 (災害対策部長： 総務課長)	協働安全室	<u>(削除)</u> <u>34</u> (略) <u>35</u> (略) <u>36</u> (略) <u>37</u> (略) <u>38</u> (略) <u>39</u> (略)
		人事行政室	(略) 8 (略) <u>(追加)</u> <u>9</u> (略) <u>10</u> (略)		人事行政室	(略) 8 (略) <u>9 来庁者の避難誘導に関する</u> <u>こと。</u> <u>10</u> (略) <u>11</u> (略)
	住民課 (本部員： 住民課長)	保険室	1 避難所開設に関する こと。 2 避難誘導に関する こと。 <u>(追加)</u> <u>3 県境を越えた広域避難者の受入れに</u> <u>関すること。(主に実施)</u> (略)	住民課 (本部員： 住民課長)	保険室	1 避難所の開設・運営に関する こと。 2 来庁者の避難誘導に関する こと。 <u>3 国民健康保険に係る災害に伴う減免措</u> <u>置に関する</u> <u>こと。</u> <u>(削除)</u> (略)
		住民環境室	(略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>6</u> (略) <u>7</u> (略)		住民環境室	(略) <u>6 来庁者の避難誘導に関する</u> <u>こと。</u> <u>7 死亡届に係る件数報告に関する</u> <u>こと。</u> <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)

頁	修正前			修正後		
84	企画財政課 (災害対策副部長 ：企画財政課 長)	企画室	<p>(略)</p> <p>6 避難所開設に関すること。</p> <p>7 避難誘導に関すること。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p>	企画財政課 (災害対策副部長 ：企画財政課 長)	企画室	<p>(略)</p> <p>6 避難所の開設・運営に関すること。</p> <p>7 <u>来庁者の避難誘導</u>に関すること。</p> <p><u>8</u> 災害時における情報機器の確保、運用に関すること。</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p>
		財政室	<p>(略)</p> <p><u>3</u> 災害時優先電話の指定に関すること。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>		財政室	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> <u>来庁者の避難誘導</u>に関すること。</p> <p>(略)</p>
	税務会計課 (本部員：税 務会計課長)	税務室 (審査出納 係含む)	<p>1 避難所開設に関すること。</p> <p>2 避難誘導に関すること。</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u> 災害対策に伴う物品購入及び保管に関すること。</p> <p><u>8</u> 災害義援金等の受入れ及び<u>礼状の発送</u>に関すること。</p> <p><u>9</u> <u>応急対策物資(炊き出し含む)の購入</u> <u>出納</u>に関すること。</p> <p><u>10</u> <u>救助物資の保管及び受払い</u>に関すること。</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p>	税務会計課 (本部員：税 務会計課長)	税務室 (審査出納 係含む)	<p>1 避難所の開設・運営に関すること。</p> <p>2 <u>来庁者の避難誘導</u>に関すること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>7</u> 災害義援金等の受入れ及び<u>管理</u>に関すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p>

頁	修正前		修正後	
85	健康福祉課 (本部員： 健康福祉課 長)	福祉室 (略) 5 その他公共的団体への活動依頼に関する こと。 <u>(所管しているもの)</u> (略) <u>8 日本赤十字社に関すること。</u> <u>9 災害弔慰金に関すること。</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u> <u>12 (略)</u> <u>13 ボランティアの受入れ、活動支援、推 進に関すること。(社会福祉協議会)</u> <u>14 (略)</u> <u>15 (略)</u>	健康福祉課 (本部員： 健康福祉課 長)	福祉室 (略) 5 その他公共的団体への活動依頼に関する こと。 <u>(日本赤十字社、その他社会福 祉団体)</u> (略) <u>(削除)</u> <u>8 災害弔慰金、見舞金の支給、災害援護 資金貸付事務に関すること。</u> <u>9 被災社生活再建支援法による支援金事 務に関すること。</u> <u>10 来庁者の避難誘導に関すること。</u> <u>11 (略)</u> <u>12 (略)</u> <u>13 (略)</u> <u>14 災害ボランティアセンター(社会福祉 協議会)との連絡調整に関すること。</u> <u>15 (略)</u> <u>16 (略)</u>
介護高齢室 (略) 2 <u>要配慮者支援(避難)</u> に関すること。 (略) <u>6 救護(施設、物資)に関すること。</u> <u>7 町民相談に関すること。</u> <u>8 (略)</u> <u>9 (略)</u> <u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u> <u>12 (略)</u> <u>13 (略)</u> <u>14 (略)</u> <u>15 (略)</u>		介護高齢室 (略) 2 <u>来庁者の避難誘導</u> に関すること。 (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>6 (略)</u> <u>7 (略)</u> <u>8 (略)</u> <u>9 (略)</u> <u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u> <u>12 (略)</u> <u>13 (略)</u>		

頁	修正前			修正後		
86	健康福祉課 (本部員： 健康福祉課 長)	健康づくり 室	(略) 14 (略) <u>15</u> (追加) <u>15</u> (略) <u>16</u> (略)	健康福祉課 (本部員： 健康福祉課 長)	健康づくり 室	(略) 14 (略) <u>15</u> <u>来庁者の避難誘導に関すること。</u> <u>16</u> (略) <u>17</u> (略)
		子育て支援 室	(略) 5 (略) <u>6</u> (追加) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略)			(略) 5 (略) <u>6</u> <u>来庁者の避難誘導に関すること。</u> <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)
87	産業観光課 (本部員： 産業観光課 長)	産業振興室	5 (略) <u>6</u> (追加) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)	産業観光課 (本部員： 産業観光課 長)	産業振興室	5 (略) <u>6</u> <u>来庁者の避難誘導に関すること。</u> <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略)
		農業振興室 (農業委員 会含む)	(略) 4 <u>被災地における交通の確保</u> に関するこ と。 (略)		農業振興室 (農業委員 会含む)	(略) 4 <u>来庁者の避難誘導</u> に関すること。 (略)

頁	修正前			修正後		
87	建設課 (災害対策副 部長：建設課 長)	都市建設室	(略) 8 <u>物資購入配分に関すること。(業務の 範囲内)</u> (略)	建設課 (災害対策副 部長：建設課 長)	都市建設室	(略) 8 <u>来庁者の避難誘導に関すること。</u> (略)
88		用地管理室	(略) 9 (略) <u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u>		用地管理室	(略) 9 (略) <u>10 来庁者の避難誘導に関すること。</u> <u>11 (略)</u> <u>12 (略)</u>
	上下水道課 (本部員：上 下水道課長)	上水道室	(略) 4 飲料水、 <u>生活必需品</u> の供給及び応急措 置に関すること。 5 <u>関係機関</u> との連絡・調整に関するこ と。 (略) <u>7 (略)</u> <u>8 (略)</u> <u>9 (略)</u>	上下水道課 (本部員：上 下水道課長)	上水道室	(略) 4 飲料水の供給及び応急措置に関するこ と。 5 <u>関係機関及び業者</u> との連絡・調整に関 すること。 (略) <u>7 来庁者の避難誘導に関すること。</u> <u>8 (略)</u> <u>9 (略)</u> <u>10 (略)</u>
下水道室		(略) 4 <u>関係機関</u> との連絡・調整に関するこ と。 (略) <u>7 (略)</u> <u>8 (略)</u> <u>9 (略)</u> <u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u>	下水道室		(略) 4 <u>関係機関及び業者</u> との連絡・調整に関 すること。 (略) <u>7 来庁者の避難誘導に関すること。</u> <u>8 (略)</u> <u>9 (略)</u> <u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u> <u>12 (略)</u>	

頁	修正前			修正後		
88	教育委員会 事務局 (本部員：教 育委員会事務 局長)	教育総務室	(略) 8 <u>炊き出し</u> に関すること。 (略)	教育委員会 事務局 (本部員：教 育委員会事務 局長)	教育総務室	(略) 8 <u>来庁者の避難誘導</u> に関すること。 (略)
89		学校教育室	4 (略) <u>(追加)</u> <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略)		学校教育室	4 (略) <u>5 来庁者の避難誘導に関すること。</u> <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)
		生涯学習室	(略) 7 (略) <u>(追加)</u> <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)		生涯学習室	(略) 7 (略) <u>8 来庁者の避難誘導に関すること。</u> <u>9</u> (略) <u>10</u> (略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他機関	消防団	(略) <u>(追加)</u> (略)	その他機関	消防団	(略) <u>10 避難誘導に関すること。</u> (略)

頁	修正前	修正後								
94	<p>第12節 広域応援の要請等 (略)</p> <p>1 町が行う応援の要請 (略) 資料 <u>47</u> (略) 資料 <u>49</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>95 4 広域的な応援体制 (1) (略) (2) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理や<u>マスク着用</u>等を徹底するものとする。</p>	<p>第12節 広域応援の要請等 (略)</p> <p>1 町が行う応援の要請 (略) 資料 <u>51</u> (略) 資料 <u>53</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>4 広域的な応援体制 (1) (略) (2) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。また、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。</p>								
103	<p>第15節 救助・救急活動 (略)</p> <p>7 安否不明者の絞り込み <u>町は</u>、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行う。 <u>(追加)</u></p>	<p>第15節 救助・救急活動 (略)</p> <p>7 安否不明者の絞り込み <u>町及び県は</u>、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行う。</p> <p><u>8 被災地外の市町村の役割</u> <u>町が被災地域外の場合、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施する。</u></p>								
106	<p>第17節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針</p> <table border="1" data-bbox="188 1262 1128 1426"> <tr> <td data-bbox="188 1262 333 1366">町担当課</td> <td data-bbox="333 1262 1128 1366">総務課（協働安全室）、<u>住民課（保険室・住民環境室）、建設課（都市建設室）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1366 333 1426">(略)</td> <td data-bbox="333 1366 1128 1426">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	町担当課	総務課（協働安全室）、 <u>住民課（保険室・住民環境室）、建設課（都市建設室）</u>	(略)	(略)	<p>第17節 交通の確保・緊急予想活動の基本方針</p> <table border="1" data-bbox="1160 1262 2101 1426"> <tr> <td data-bbox="1160 1262 1305 1366">町担当課</td> <td data-bbox="1305 1262 2101 1366">総務課（協働安全室）、<u>建設課（都市建設室・用地管理室）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1366 1305 1426">(略)</td> <td data-bbox="1305 1366 2101 1426">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	町担当課	総務課（協働安全室）、 <u>建設課（都市建設室・用地管理室）</u>	(略)	(略)
町担当課	総務課（協働安全室）、 <u>住民課（保険室・住民環境室）、建設課（都市建設室）</u>									
(略)	(略)									
町担当課	総務課（協働安全室）、 <u>建設課（都市建設室・用地管理室）</u>									
(略)	(略)									

頁	修正前	修正後																		
107	<p>第18節 交通の確保 (略)</p> <p>3 道路啓開等</p> <p>(1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>5 輸送拠点の確保</p>	<p>第18節 交通の確保 (略)</p> <p>3 道路啓開等</p> <p>(1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等 <u>(路面変状の補修や迂回路の整備、また、雪害においては除雪を含む。)</u>を行い、道路機能の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>5 輸送拠点の確保</p>																		
108	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 町は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な<u>収集配送</u>が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、<u>必要に応じて</u>、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 町は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な<u>収集配送等の運営</u>が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、<u>速やかに、運送事業者等の民間事業者と連携して運営に必要な資機材等を確保し</u>、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1169 804 2085 1342"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>吉岡町役場北駐車場（車庫）</td> <td>吉岡町下野田560番地</td> </tr> <tr> <td>町</td> <td>吉岡町文化センター（ホール）</td> <td>吉岡町下野田472番地</td> </tr> <tr> <td>協定</td> <td>道の駅よしおか温泉（リバートピア吉岡）</td> <td>吉岡町漆原1989番地</td> </tr> <tr> <td>協定</td> <td>北群渋川農業協同組合 野菜センター及びライスセンター</td> <td>吉岡町大久保2296番地2</td> </tr> <tr> <td>協定</td> <td>JAファーマーズ野田宿及び焼肉あぐり野田宿庵</td> <td>吉岡町上野田105番地3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名 称	所 在 地	町	吉岡町役場北駐車場（車庫）	吉岡町下野田560番地	町	吉岡町文化センター（ホール）	吉岡町下野田472番地	協定	道の駅よしおか温泉（リバートピア吉岡）	吉岡町漆原1989番地	協定	北群渋川農業協同組合 野菜センター及びライスセンター	吉岡町大久保2296番地2	協定	JAファーマーズ野田宿及び焼肉あぐり野田宿庵	吉岡町上野田105番地3
区分	名 称	所 在 地																		
町	吉岡町役場北駐車場（車庫）	吉岡町下野田560番地																		
町	吉岡町文化センター（ホール）	吉岡町下野田472番地																		
協定	道の駅よしおか温泉（リバートピア吉岡）	吉岡町漆原1989番地																		
協定	北群渋川農業協同組合 野菜センター及びライスセンター	吉岡町大久保2296番地2																		
協定	JAファーマーズ野田宿及び焼肉あぐり野田宿庵	吉岡町上野田105番地3																		

112	<p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給<u>については、</u>平等かつ効率的な配給に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給<u>の</u>平等かつ効率的な配給<u>や栄養バランスのとれた適温の食事の提供</u>に努める。</p> <p><u>キ 入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要なとなる水の確保に努める。</u></p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(略)</p>
113	<p>9 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症への対応</p> <p>(1) 町は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難所の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(2) 町及び県は、被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p> <p>10 男女のニーズの違い等への配慮</p> <p>(略)</p> <p>ア 指定避難所運営担当職員<u>や保健師</u>に女性を配置する。</p> <p>(略)</p> <p>キ 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。</p> <p>(略)</p>	<p>9 感染症への対応</p> <p>(1) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難所の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(2) 町及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p> <p>10 男女のニーズの違い等への配慮</p> <p>(略)</p> <p>ア 指定避難所運営担当職員に女性を配置する。</p> <p>(略)</p> <p>キ 女性用と男性用、<u>男女兼用</u>のトイレを離れた場所に設置する。</p> <p>(略)</p>

頁	修正前	修正後
114	<p><u>(追加)</u></p> <p>11 在宅避難者等への配慮</p> <p>町及び県は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮する。</p> <p>特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>12 (略)</p>	<p>11 家庭動物への配慮</p> <p><u>町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u></p> <p>12 在宅避難者等への配慮</p> <p>町及び県は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮する。</p> <p>特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施する。</p> <p><u>また、町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u></p> <p>13 車中泊避難者への配慮</p> <p><u>町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p>14 (略)</p>

頁	修正前	修正後								
115	<p>第 21 節 応急仮設住宅等の提供</p> <p>1 応急仮設住宅の提供</p> <p>(略)</p> <p>(3) 町は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>第 21 節 応急仮設住宅等の提供</p> <p>1 応急仮設住宅の提供</p> <p>(略)</p> <p>(3) 町は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援にやブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</p> <p>(略)</p>								
118	<p>第 23 節 県境を越えた広域避難者の受入れ</p> <table border="1" data-bbox="188 1019 1131 1193"> <tr> <td data-bbox="188 1019 333 1134">町担当課</td> <td data-bbox="333 1019 1131 1134">総務課（協働安全室）、<u>住民課（保健室・住民環境室）</u>、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）、<u>（追加）教育委員会事務局（教育総務室）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1134 333 1193">(略)</td> <td data-bbox="333 1134 1131 1193">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	町担当課	総務課（協働安全室）、 <u>住民課（保健室・住民環境室）</u> 、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）、 <u>（追加）教育委員会事務局（教育総務室）</u>	(略)	(略)	<p>第 23 節 県境を越えた広域避難者の受入れ</p> <table border="1" data-bbox="1158 1019 2101 1193"> <tr> <td data-bbox="1158 1019 1303 1134">町担当課</td> <td data-bbox="1303 1019 2101 1134">総務課（協働安全室）、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）、<u>建設課（都市建設室）</u>、教育委員会事務局 <u>（学校教育室）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 1134 1303 1193">(略)</td> <td data-bbox="1303 1134 2101 1193">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	町担当課	総務課（協働安全室）、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）、 <u>建設課（都市建設室）</u> 、教育委員会事務局 <u>（学校教育室）</u>	(略)	(略)
町担当課	総務課（協働安全室）、 <u>住民課（保健室・住民環境室）</u> 、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）、 <u>（追加）教育委員会事務局（教育総務室）</u>									
(略)	(略)									
町担当課	総務課（協働安全室）、健康福祉課（福祉室・介護高齢室）、 <u>建設課（都市建設室）</u> 、教育委員会事務局 <u>（学校教育室）</u>									
(略)	(略)									

頁	修正前	修正後								
125	<p>(2) 町は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置する。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(2) 町は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置する。<u>また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>								
126	<p>5 災害時における動物の管理等</p> <p>町及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずる。</p>	<p>5 災害時における動物の管理等</p> <p>町及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、<u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応</u>、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について、<u>獣医師会等と連携</u>し必要な措置を講ずる。</p>								
134	<p>第31節 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p> <p>6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営</p> <p>(略)</p> <p>資料 <u>48</u> (略)</p>	<p>第31節 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p> <p>6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営</p> <p>(略)</p> <p>資料 <u>52</u> (略)</p>								
134	<p>第32節 支援物資・義援金の受入れ</p> <table border="1" data-bbox="188 1114 1131 1279"> <tr> <td data-bbox="188 1114 333 1220">町担当課</td> <td data-bbox="333 1114 1131 1220">健康福祉課（福祉室）、企画財政課（財政室）、税務会計課 <u>(税務室)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1220 333 1279">(略)</td> <td data-bbox="333 1220 1131 1279">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	町担当課	健康福祉課（福祉室）、企画財政課（財政室）、税務会計課 <u>(税務室)</u>	(略)	(略)	<p>第32節 支援物資・義援金の受入れ</p> <table border="1" data-bbox="1158 1114 2101 1279"> <tr> <td data-bbox="1158 1114 1303 1220">町担当課</td> <td data-bbox="1303 1114 2101 1220">健康福祉課（福祉室）、企画財政課（財政室）、税務会計課 <u>(審査出納係)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 1220 1303 1279">(略)</td> <td data-bbox="1303 1220 2101 1279">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	町担当課	健康福祉課（福祉室）、企画財政課（財政室）、税務会計課 <u>(審査出納係)</u>	(略)	(略)
町担当課	健康福祉課（福祉室）、企画財政課（財政室）、税務会計課 <u>(税務室)</u>									
(略)	(略)									
町担当課	健康福祉課（福祉室）、企画財政課（財政室）、税務会計課 <u>(審査出納係)</u>									
(略)	(略)									

頁	修正前	修正後
138	<p>第 34 節 農林水産業の災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 家畜関係</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 飼料の確保</u></p> <p><u>県は、必要に応じ、飼料の確保を図る。</u></p> <p><u>3 水産関係</u></p> <p><u>県は、必要に応じ、被災養殖業者に対し飼育又は防疫対策等の技術指導を行う。また、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、種苗のあっせん等を行う。</u></p> <p><u>4 林産関係</u></p> <p><u>県は、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講ずるよう指導する。</u></p>	<p>第 34 節 農林水産業の災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 家畜関係</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
149	<p>第 4 章 災害復旧計画</p> <p>第 1 設 復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>4 国等に対する協力の要請</p> <p>町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。<u>(追加)</u></p>	<p>第 4 章 災害復旧計画</p> <p>第 1 設 復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>4 国等に対する協力の要請</p> <p>町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。<u>特に他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。</u></p>

頁	修正前	修正後
150	<p>第2節 原状復旧</p> <p>1 被災施設の復旧等 (略)</p> <p>(4) 町は、町長が管理を行う、一級河川 <u>又は二級河川</u> 以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。</p> <p>(5) 災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川 <u>若しくは二級河川</u> 又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機器力を要する維持を県知事又は町長からの要請により、国は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県知事又は町長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことができる。</p>	<p>第2節 原状復旧</p> <p>1 被災施設の復旧等 (略)</p> <p>(4) 町は、町長が管理を行う、一級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。</p> <p>(5) <u>町及び県は、</u>災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機器力を要する維持を県知事又は町長からの要請により、国は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県知事又は町長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことができる。</p>
150	<p>(6) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p>

頁	修正前	修正後
154	<p>第4節 被災者等の生活再建の支援 (略)</p> <p>5 住宅再建・取得の支援 (略)</p> <p>(3) 母子・寡婦福祉資金(住宅資金)</p>	<p>第4節 被災者等の生活再建の支援 (略)</p> <p>5 住宅再建・取得の支援 (略)</p> <p>(3) 母子・<u>父子</u>・寡婦福祉資金(住宅資金)</p>
159	<p>第7節 激甚災害法の適用 (略)</p> <p>2 特別財政援助の受入れ (略)</p> <p>(4) その他の特別の財政援助及び助成 (略)</p> <p>エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条) 特定地方公共団体である県が被災者に対する<u>母子福祉金</u>の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 激甚災害法の適用 (略)</p> <p>2 特別財政援助の受入れ (略)</p> <p>(4) その他の特別の財政援助及び助成 (略)</p> <p>エ 母子及び<u>父子並びに</u>寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条) 特定地方公共団体である県が被災者に対する<u>母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金</u>の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。</p> <p>(略)</p>

頁	修正前	修正後								
164	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 地震による水害・土砂災害予防</p> <p>(略)</p> <p>2 土砂災害防止事業の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町及び県は、盛土による災害防止に向けた<u>総点検等</u>を踏まえ、危険が確認された<u>盛土</u>について宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>撤去命令等の是正指導</u>を行うよう努める。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 地震による水害・土砂災害予防</p> <p>2 土砂災害防止事業の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町及び県は、盛土による災害防止に向けた<u>総点検や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査</u>を踏まえ、危険が確認された<u>盛土等</u>について宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うよう努める。</p>								
171	<p>第13節 避難の受入体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="188 778 1131 963"> <tr> <td data-bbox="188 778 333 906">町担当課</td> <td data-bbox="333 778 1131 906">総務課（協働安全室）、健康福祉課（福祉室・介護高齢室・健康づくり室・子育て支援室）、建設課（都市建設室）、企画財政課（<u>財政室</u>）、教育委員会事務局（教育総務室・学校教育室・生涯学習室）<u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 906 333 963">(略)</td> <td data-bbox="333 906 1131 963">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、<u>公園</u>、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p>	町担当課	総務課（協働安全室）、健康福祉課（福祉室・介護高齢室・健康づくり室・子育て支援室）、建設課（都市建設室）、企画財政課（ <u>財政室</u> ）、教育委員会事務局（教育総務室・学校教育室・生涯学習室） <u>（追加）</u>	(略)	(略)	<p>第13節 避難の受入体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="1158 778 2101 963"> <tr> <td data-bbox="1158 778 1303 906">町担当課</td> <td data-bbox="1303 778 2101 906">総務課（協働安全室）、健康福祉課（福祉室・介護高齢室・健康づくり室・子育て支援室）、建設課（都市建設室）、企画財政課（<u>企画室</u>）、教育委員会事務局（教育総務室・学校教育室・生涯学習室）、<u>住民課（保険室）、税務会計課（税務室）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 906 1303 963">(略)</td> <td data-bbox="1303 906 2101 963">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図る。<u>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ</p>	町担当課	総務課（協働安全室）、健康福祉課（福祉室・介護高齢室・健康づくり室・子育て支援室）、建設課（都市建設室）、企画財政課（ <u>企画室</u> ）、教育委員会事務局（教育総務室・学校教育室・生涯学習室）、 <u>住民課（保険室）、税務会計課（税務室）</u>	(略)	(略)
町担当課	総務課（協働安全室）、健康福祉課（福祉室・介護高齢室・健康づくり室・子育て支援室）、建設課（都市建設室）、企画財政課（ <u>財政室</u> ）、教育委員会事務局（教育総務室・学校教育室・生涯学習室） <u>（追加）</u>									
(略)	(略)									
町担当課	総務課（協働安全室）、健康福祉課（福祉室・介護高齢室・健康づくり室・子育て支援室）、建設課（都市建設室）、企画財政課（ <u>企画室</u> ）、教育委員会事務局（教育総務室・学校教育室・生涯学習室）、 <u>住民課（保険室）、税務会計課（税務室）</u>									
(略)	(略)									

頁	修正前	修正後
	(略)	やアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 (略)
174	第 19 節 防災思想の普及 (略) 1 防災知識の普及 (略) (1) 家庭内の危険防止 (略) オ (略) <u>(追加)</u> (略)	第 19 節 防災思想の普及 (略) 1 防災知識の普及 (略) (1) 家庭内の危険防止 (略) オ (略) <u>カ 火災の防止</u> <u>消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーを設置する。</u> (略)

頁	修正前	修正後																																																								
207	第1章 資料編	第1章 資料編																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="206 268 360 323">資料番号</th> <th data-bbox="360 268 1126 323">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="206 323 360 368">(略)</td> <td data-bbox="360 323 1126 368">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 368 360 435">資料 38</td> <td data-bbox="360 368 1126 435">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 435 360 560"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="360 435 1126 560"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 560 360 684"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="360 560 1126 684"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 684 360 809"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="360 684 1126 809"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 809 360 933"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="360 809 1126 933"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 933 360 1000"><u>資料39</u></td> <td data-bbox="360 933 1126 1000">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 1000 360 1067"><u>資料40</u></td> <td data-bbox="360 1000 1126 1067">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 1067 360 1134"><u>資料41</u></td> <td data-bbox="360 1067 1126 1134">災害時における相互協力に関する基本協定 (<u>東日本電信電話株式会社群馬支店</u>)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 1134 360 1201"><u>資料42</u></td> <td data-bbox="360 1134 1126 1201"><u>(略)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 1201 360 1268"><u>資料43</u></td> <td data-bbox="360 1201 1126 1268">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 1268 360 1335"><u>資料44</u></td> <td data-bbox="360 1268 1126 1335">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 1335 360 1402"><u>資料45</u></td> <td data-bbox="360 1335 1126 1402"><u>(略)</u></td> </tr> </tbody> </table>	資料番号	名 称	(略)	(略)	資料 38	(略)	<u>(追加)</u>	<u>資料39</u>	(略)	<u>資料40</u>	(略)	<u>資料41</u>	災害時における相互協力に関する基本協定 (<u>東日本電信電話株式会社群馬支店</u>)	<u>資料42</u>	<u>(略)</u>	<u>資料43</u>	(略)	<u>資料44</u>	(略)	<u>資料45</u>	<u>(略)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 268 1330 323">資料番号</th> <th data-bbox="1330 268 2098 323">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 323 1330 368">(略)</td> <td data-bbox="1330 323 2098 368">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 368 1330 435">資料 38</td> <td data-bbox="1330 368 2098 435">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 435 1330 560"><u>資料39</u></td> <td data-bbox="1330 435 2098 560"><u>災害時における応急対策業務に関する協定 (町内建設・土木・造園事業者)</u> (協定書は別紙1のとおり)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 560 1330 684"><u>資料40</u></td> <td data-bbox="1330 560 2098 684"><u>災害時における水道施設の応急復旧に関する協定 (町内水道事業者)</u> (協定書は別紙2のとおり)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 684 1330 809"><u>資料41</u></td> <td data-bbox="1330 684 2098 809"><u>災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定 (有限会社北群馬衛生社)</u> (協定書は別紙3のとおり)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 809 1330 933"><u>資料42</u></td> <td data-bbox="1330 809 2098 933"><u>災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定 (吉岡町一般廃棄物事業協同組合)</u> (協定書は別紙4のとおり)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 933 1330 1000"><u>資料43</u></td> <td data-bbox="1330 933 2098 1000">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1000 1330 1067"><u>資料44</u></td> <td data-bbox="1330 1000 2098 1067">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1067 1330 1134"><u>資料45</u></td> <td data-bbox="1330 1067 2098 1134">災害時における相互協力に関する基本協定 (<u>NTT東日本株式会社群馬支店</u>)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1134 1330 1201"><u>資料 46</u></td> <td data-bbox="1330 1134 2098 1201">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1201 1330 1268"><u>資料47</u></td> <td data-bbox="1330 1201 2098 1268">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1268 1330 1335"><u>資料48</u></td> <td data-bbox="1330 1268 2098 1335">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1335 1330 1402"><u>資料 49</u></td> <td data-bbox="1330 1335 2098 1402">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	資料番号	名 称	(略)	(略)	資料 38	(略)	<u>資料39</u>	<u>災害時における応急対策業務に関する協定 (町内建設・土木・造園事業者)</u> (協定書は別紙1のとおり)	<u>資料40</u>	<u>災害時における水道施設の応急復旧に関する協定 (町内水道事業者)</u> (協定書は別紙2のとおり)	<u>資料41</u>	<u>災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定 (有限会社北群馬衛生社)</u> (協定書は別紙3のとおり)	<u>資料42</u>	<u>災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定 (吉岡町一般廃棄物事業協同組合)</u> (協定書は別紙4のとおり)	<u>資料43</u>	(略)	<u>資料44</u>	(略)	<u>資料45</u>	災害時における相互協力に関する基本協定 (<u>NTT東日本株式会社群馬支店</u>)	<u>資料 46</u>	(略)	<u>資料47</u>	(略)	<u>資料48</u>	(略)	<u>資料 49</u>	(略)							
	資料番号	名 称																																																								
	(略)	(略)																																																								
	資料 38	(略)																																																								
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																								
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																								
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																								
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																								
	<u>資料39</u>	(略)																																																								
	<u>資料40</u>	(略)																																																								
	<u>資料41</u>	災害時における相互協力に関する基本協定 (<u>東日本電信電話株式会社群馬支店</u>)																																																								
	<u>資料42</u>	<u>(略)</u>																																																								
	<u>資料43</u>	(略)																																																								
	<u>資料44</u>	(略)																																																								
	<u>資料45</u>	<u>(略)</u>																																																								
	資料番号	名 称																																																								
	(略)	(略)																																																								
資料 38	(略)																																																									
<u>資料39</u>	<u>災害時における応急対策業務に関する協定 (町内建設・土木・造園事業者)</u> (協定書は別紙1のとおり)																																																									
<u>資料40</u>	<u>災害時における水道施設の応急復旧に関する協定 (町内水道事業者)</u> (協定書は別紙2のとおり)																																																									
<u>資料41</u>	<u>災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定 (有限会社北群馬衛生社)</u> (協定書は別紙3のとおり)																																																									
<u>資料42</u>	<u>災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定 (吉岡町一般廃棄物事業協同組合)</u> (協定書は別紙4のとおり)																																																									
<u>資料43</u>	(略)																																																									
<u>資料44</u>	(略)																																																									
<u>資料45</u>	災害時における相互協力に関する基本協定 (<u>NTT東日本株式会社群馬支店</u>)																																																									
<u>資料 46</u>	(略)																																																									
<u>資料47</u>	(略)																																																									
<u>資料48</u>	(略)																																																									
<u>資料 49</u>	(略)																																																									

頁	修正前	修正後																												
207	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 193 367 261">資料46</td> <td data-bbox="367 193 1128 261">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 261 367 330">資料 47</td> <td data-bbox="367 261 1128 330">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 330 367 399">資料 48</td> <td data-bbox="367 330 1128 399">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 399 367 467">資料 49</td> <td data-bbox="367 399 1128 467">(略)</td> </tr> </table>	資料46	(略)	資料 47	(略)	資料 48	(略)	資料 49	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 193 1337 261">資料50</td> <td data-bbox="1337 193 2098 261">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 261 1337 330">資料 51</td> <td data-bbox="1337 261 2098 330">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 330 1337 399">資料 52</td> <td data-bbox="1337 330 2098 399">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 399 1337 467">資料 53</td> <td data-bbox="1337 399 2098 467">(略)</td> </tr> </table>	資料50	(略)	資料 51	(略)	資料 52	(略)	資料 53	(略)												
資料46	(略)																													
資料 47	(略)																													
資料 48	(略)																													
資料 49	(略)																													
資料50	(略)																													
資料 51	(略)																													
資料 52	(略)																													
資料 53	(略)																													
208	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 505 367 574"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="367 505 1128 574"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 574 367 643"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="367 574 1128 643"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 643 367 711"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="367 643 1128 711"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 711 367 844">資料50</td> <td data-bbox="367 711 1128 844"><u>防災行政無線（固定系）受信放送所</u>設置状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 844 367 976">資料 51</td> <td data-bbox="367 844 1128 976"><u>防災行政無線（移動系）子局</u>設置状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 976 367 1045">資料 52</td> <td data-bbox="367 976 1128 1045">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 1045 367 1114">資料 53</td> <td data-bbox="367 1045 1128 1114">(略)</td> </tr> </table>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	資料50	<u>防災行政無線（固定系）受信放送所</u> 設置状況	資料 51	<u>防災行政無線（移動系）子局</u> 設置状況	資料 52	(略)	資料 53	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 505 1337 574">資料 54</td> <td data-bbox="1337 505 2098 574"><u>災害時における復旧支援協力に関する協定（群馬県・公益社団法人日本下水道管路管理業協会）</u> <u>（協定書は別紙5のとおり）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 574 1337 643">資料 55</td> <td data-bbox="1337 574 2098 643"><u>災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定（社会福祉法人薫英会）</u> <u>（協定書は別紙6のとおり）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 643 1337 711">資料 56</td> <td data-bbox="1337 643 2098 711"><u>災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定（株式会社ジョイフル本田）</u> <u>（協定書は別紙7のとおり）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 711 1337 844">資料57</td> <td data-bbox="1337 711 2098 844"><u>防災行政無線施設（固定系）</u>設置状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 844 1337 976">資料 58</td> <td data-bbox="1337 844 2098 976"><u>防災行政無線施設（移動系）</u>設置状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 976 1337 1045">資料 59</td> <td data-bbox="1337 976 2098 1045">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1045 1337 1114">資料 60</td> <td data-bbox="1337 1045 2098 1114">(略)</td> </tr> </table>	資料 54	<u>災害時における復旧支援協力に関する協定（群馬県・公益社団法人日本下水道管路管理業協会）</u> <u>（協定書は別紙5のとおり）</u>	資料 55	<u>災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定（社会福祉法人薫英会）</u> <u>（協定書は別紙6のとおり）</u>	資料 56	<u>災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定（株式会社ジョイフル本田）</u> <u>（協定書は別紙7のとおり）</u>	資料57	<u>防災行政無線施設（固定系）</u> 設置状況	資料 58	<u>防災行政無線施設（移動系）</u> 設置状況	資料 59	(略)	資料 60	(略)
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																													
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																													
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																													
資料50	<u>防災行政無線（固定系）受信放送所</u> 設置状況																													
資料 51	<u>防災行政無線（移動系）子局</u> 設置状況																													
資料 52	(略)																													
資料 53	(略)																													
資料 54	<u>災害時における復旧支援協力に関する協定（群馬県・公益社団法人日本下水道管路管理業協会）</u> <u>（協定書は別紙5のとおり）</u>																													
資料 55	<u>災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定（社会福祉法人薫英会）</u> <u>（協定書は別紙6のとおり）</u>																													
資料 56	<u>災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定（株式会社ジョイフル本田）</u> <u>（協定書は別紙7のとおり）</u>																													
資料57	<u>防災行政無線施設（固定系）</u> 設置状況																													
資料 58	<u>防災行政無線施設（移動系）</u> 設置状況																													
資料 59	(略)																													
資料 60	(略)																													

頁	修正前	修正後																																
209	<p>資料1 吉岡町防災会議条例 (略) (所掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 吉岡町地域防災計画を作成し、<u>及び</u>その実施を推進すること。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (平成25年条例第18号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>資料1 吉岡町防災会議条例 (略) (所掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 吉岡町地域防災計画<u>及び吉岡町水防計画</u>を作成し、<u>並びに</u>その実施を推進すること。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (平成25年条例第18号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和7年条例第18号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(吉岡町水防協議会条例の廃止)</u></p> <p><u>2 吉岡町水防協議会条例 (昭和56年吉岡村条例第16号) は、廃止する。</u> <u>(吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</u></p> <p><u>3 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年吉岡村条例第48号) の一部を次のように改正する。</u> <u>別表水防協議会顧問の項、水防協議会参与の項及び水防協議会委員の項を削る。</u></p>																																
211	<p>吉岡町防災会議委員名簿</p> <table border="1" data-bbox="226 1161 1106 1457"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>委員区分</th> <th>役職名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>委員</td> <td>関東農政局群馬県拠点 <u>統括農政推進官</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	NO	委員区分	役職名	所在地	(略)	(略)	(略)	(略)	7	委員	関東農政局群馬県拠点 <u>統括農政推進官</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>吉岡町防災会議委員名簿</p> <table border="1" data-bbox="1196 1161 2076 1457"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>委員区分</th> <th>役職名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>委員</td> <td>関東農政局群馬県拠点 <u>統括農政業務管理官</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	NO	委員区分	役職名	所在地	(略)	(略)	(略)	(略)	7	委員	関東農政局群馬県拠点 <u>統括農政業務管理官</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
NO	委員区分	役職名	所在地																															
(略)	(略)	(略)	(略)																															
7	委員	関東農政局群馬県拠点 <u>統括農政推進官</u>	(略)																															
(略)	(略)	(略)	(略)																															
NO	委員区分	役職名	所在地																															
(略)	(略)	(略)	(略)																															
7	委員	関東農政局群馬県拠点 <u>統括農政業務管理官</u>	(略)																															
(略)	(略)	(略)	(略)																															

頁	修正前	修正後																																																																																								
211	<p>吉岡町防災会議委員名簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>委員区分</th> <th>役職名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>委員</td> <td>東日本電信電話株式会社 群馬支店長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>(略)</td> <td>吉岡町女性防火クラブ会長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	NO	委員区分	役職名	所在地	21	委員	東日本電信電話株式会社 群馬支店長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	29	(略)	吉岡町女性防火クラブ会長	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(略)	30	(略)	(略)	(略)	<p>吉岡町防災会議委員名簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>委員区分</th> <th>役職名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>委員</td> <td>NTT東日本株式会社 群馬支店長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>(略)</td> <td>吉岡町男女共同参画推進協議会 委員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>30</u></td> <td><u>委員</u></td> <td>吉岡町民生委員児童委員協議会 委員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>31</u></td> <td>委員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	NO	委員区分	役職名	所在地	21	委員	NTT東日本株式会社 群馬支店長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	29	(略)	吉岡町男女共同参画推進協議会 委員	(略)	<u>30</u>	<u>委員</u>	吉岡町民生委員児童委員協議会 委員	(略)	<u>31</u>	委員	(略)	(略)																																								
NO	委員区分	役職名	所在地																																																																																							
21	委員	東日本電信電話株式会社 群馬支店長	(略)																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							
29	(略)	吉岡町女性防火クラブ会長	(略)																																																																																							
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(略)																																																																																							
30	(略)	(略)	(略)																																																																																							
NO	委員区分	役職名	所在地																																																																																							
21	委員	NTT東日本株式会社 群馬支店長	(略)																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							
29	(略)	吉岡町男女共同参画推進協議会 委員	(略)																																																																																							
<u>30</u>	<u>委員</u>	吉岡町民生委員児童委員協議会 委員	(略)																																																																																							
<u>31</u>	委員	(略)	(略)																																																																																							
214	<p>資料5 山地災害危険地区一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>地区区分</th> <th>大字</th> <th>字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>漆原</td> <td>川原田</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>上野田</td> <td>上野原</td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>上野田</td> <td>上野原</td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>上野田</td> <td>上野原</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>小倉</td> <td>上蟹沢</td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>上野田</td> <td>栗籠</td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>漆原</td> <td>瀬来</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	地区区分	大字	字	1	山腹崩壊危険地区	漆原	川原田	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>2</u>	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原	<u>3</u>	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原	<u>4</u>	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>5</u>	崩壊土砂流出危険地区	小倉	上蟹沢	<u>6</u>	崩壊土砂流出危険地区	上野田	栗籠	<u>7</u>	崩壊土砂流出危険地区	漆原	瀬来	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<p>資料5 山地災害危険地区一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>地区区分</th> <th>大字</th> <th>字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>漆原</td> <td>川原田</td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><u>山腹崩壊危険地区</u></td> <td><u>上野田</u></td> <td><u>上野原</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>上野田</td> <td>上野原</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>上野田</td> <td>上野原</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>上野田</td> <td>上野原</td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td><u>崩壊土砂流出危険地区</u></td> <td><u>上野田</u></td> <td><u>上野原</u></td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>小倉</td> <td>上蟹沢</td> </tr> <tr> <td><u>8</u></td> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>上野田</td> <td>栗籠</td> </tr> <tr> <td><u>9</u></td> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>漆原</td> <td>瀬来</td> </tr> <tr> <td><u>10</u></td> <td><u>崩壊土砂流出危険地区</u></td> <td><u>上野田</u></td> <td><u>上野原</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	地区区分	大字	字	1	山腹崩壊危険地区	漆原	川原田	<u>2</u>	<u>山腹崩壊危険地区</u>	<u>上野田</u>	<u>上野原</u>	3	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原	4	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原	5	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原	<u>6</u>	<u>崩壊土砂流出危険地区</u>	<u>上野田</u>	<u>上野原</u>	<u>7</u>	崩壊土砂流出危険地区	小倉	上蟹沢	<u>8</u>	崩壊土砂流出危険地区	上野田	栗籠	<u>9</u>	崩壊土砂流出危険地区	漆原	瀬来	<u>10</u>	<u>崩壊土砂流出危険地区</u>	<u>上野田</u>	<u>上野原</u>
番号	地区区分	大字	字																																																																																							
1	山腹崩壊危険地区	漆原	川原田																																																																																							
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																																							
<u>2</u>	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原																																																																																							
<u>3</u>	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原																																																																																							
<u>4</u>	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原																																																																																							
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																																							
<u>5</u>	崩壊土砂流出危険地区	小倉	上蟹沢																																																																																							
<u>6</u>	崩壊土砂流出危険地区	上野田	栗籠																																																																																							
<u>7</u>	崩壊土砂流出危険地区	漆原	瀬来																																																																																							
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																																							
番号	地区区分	大字	字																																																																																							
1	山腹崩壊危険地区	漆原	川原田																																																																																							
<u>2</u>	<u>山腹崩壊危険地区</u>	<u>上野田</u>	<u>上野原</u>																																																																																							
3	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原																																																																																							
4	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原																																																																																							
5	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原																																																																																							
<u>6</u>	<u>崩壊土砂流出危険地区</u>	<u>上野田</u>	<u>上野原</u>																																																																																							
<u>7</u>	崩壊土砂流出危険地区	小倉	上蟹沢																																																																																							
<u>8</u>	崩壊土砂流出危険地区	上野田	栗籠																																																																																							
<u>9</u>	崩壊土砂流出危険地区	漆原	瀬来																																																																																							
<u>10</u>	<u>崩壊土砂流出危険地区</u>	<u>上野田</u>	<u>上野原</u>																																																																																							
	(略)	(略)																																																																																								
288	<u>(追加)</u>	<u>資料39 災害時における応急対策業務に関する協定(町内建設・土木・造園事業者)</u>																																																																																								

頁	修正前	修正後
290	(追加)	<u>資料 40 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定(町内水道事業者)</u>
292	(追加)	<u>資料 41 災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定(有限会社北群馬衛生社)</u>
294	(追加)	<u>資料 42 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定(吉岡町一般廃棄物事業協同組合)</u>
296	資料 39 (略)	資料 43 (略)
298	資料 40 (略)	資料 44 (略)
300	資料 41 災害時における相互協力に関する基本協定 (東日本電信電話株式会社群馬支店)	資料 45 災害時における相互協力に関する基本協定 (NTT東日本株式会社群馬支店)
302	資料 42 (略)	資料 46 (略)
304	資料 43 (略)	資料 47 (略)
311	資料 44 (略)	資料 48 (略)
313	資料 45 (略)	資料 49 (略)
315	資料 46 (略)	資料 50 (略)
317	資料 47 (略)	資料 51 (略)
319	資料 48 (略)	資料 52 (略)
322	資料 49 (略)	資料 53 (略)
324	<u>(追加)</u>	<u>資料 54 災害時における復旧支援協力に関する協定 (群馬県・公益社団法人日本下水道管路管理業協会)</u>
328	<u>(追加)</u>	<u>資料 55 災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定 (社会福祉法人薫英会)</u>

頁	修正前	修正後
333	<u>(追加)</u>	<u>資料 56 災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定（株式会社ジョイフル本田）</u>
336	<u>資料 50 防災行政無線（固定系）受信放送所設置状況</u>	<u>資料 57 防災行政無線施設（固定系）設置状況</u>
337	<u>資料 51 防災行政無線（移動系）子局設置状況</u>	<u>資料 58 防災行政無線施設（移動系）設置状況</u>
338	資料 <u>52</u> （略）	資料 <u>59</u> （略）
341	資料 <u>53</u> （略）	資料 <u>60</u> （略）

頁	修正前	修正後																																																																																																																																																																														
349	<p>第2章 様式編 様式1 災害概況即報</p> <p>(災害概況即報)</p> <table border="1" data-bbox="712 279 1064 422"> <tr><td>報告日時</td><td>年 月 日 時 分</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td></td></tr> <tr><td>市町村 (消防本部名)</td><td></td></tr> <tr><td>報告者名</td><td></td></tr> </table> <p>消防庁受信者氏名 _____</p> <p>災害名 _____ (第 報)</p> <table border="1" data-bbox="246 438 1064 1348"> <tr> <td rowspan="2">災害の概況</td> <td>発生場所</td> <td colspan="3">発生日時</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td colspan="8" rowspan="4"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>死者</td> <td>人</td> <td>重傷</td> <td>人</td> <td rowspan="2">住家被害</td> <td>全壊</td> <td>棟</td> <td>床上浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>うち災害関連死者</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>半壊</td> <td>棟</td> <td>床下浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不明</td> <td>人</td> <td>軽傷</td> <td>人</td> <td></td> <td>一部破損</td> <td>棟</td> <td>未分類</td> <td>棟</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="8">119番通報の件数</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">応急対策の状況</td> <td colspan="2">災害対策本部等の設置状況</td> <td colspan="2">(都道府県)</td> <td colspan="3">(市町村)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防機関等の活動状況</td> <td colspan="6">(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自衛隊派遣要請の状況</td> <td colspan="6">その他都道府県又は市町村が講じた応急対策</td> </tr> </table> <p>(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</p> <p>(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。</p>	報告日時	年 月 日 時 分	都道府県		市町村 (消防本部名)		報告者名		災害の概況	発生場所	発生日時			月	日	時	分	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>死者</td> <td>人</td> <td>重傷</td> <td>人</td> <td rowspan="2">住家被害</td> <td>全壊</td> <td>棟</td> <td>床上浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>うち災害関連死者</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>半壊</td> <td>棟</td> <td>床下浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不明</td> <td>人</td> <td>軽傷</td> <td>人</td> <td></td> <td>一部破損</td> <td>棟</td> <td>未分類</td> <td>棟</td> </tr> </table>								人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	うち災害関連死者	人			半壊	棟	床下浸水	棟		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟	119番通報の件数								応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)			消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)						自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策						<p>第2章 様式編 様式1 災害概況即報</p> <p>(災害概況即報)</p> <table border="1" data-bbox="1662 263 2004 438"> <tr><td>報告日時</td><td>年 月 日 時 分</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td></td></tr> <tr><td>報告者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>報告日時</td><td>年 月 日 時 分</td></tr> <tr><td>都道府県市町村 (消防本部)</td><td></td></tr> <tr><td>報告者氏名</td><td></td></tr> </table> <p>消防庁受信者氏名 _____</p> <p>災害名 _____ (第 報)</p> <table border="1" data-bbox="1236 454 2004 1348"> <tr> <td rowspan="2">災害の概況</td> <td>発生場所</td> <td colspan="3">発生日時</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td colspan="8" rowspan="4"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>死者</td> <td>人</td> <td>重傷者</td> <td>人</td> <td rowspan="2">住家被害</td> <td>全壊</td> <td>棟</td> <td>床上浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>うち災害関連死者</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>半壊</td> <td>棟</td> <td>床下浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不明</td> <td>人</td> <td>軽傷者</td> <td>人</td> <td></td> <td>一部破損</td> <td>棟</td> <td>未分類</td> <td>棟</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="8">119番通報の件数</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">応急対策の状況</td> <td colspan="2">災害対策本部等の設置状況</td> <td colspan="2">(都道府県)</td> <td colspan="3">(市町村)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防機関等の活動状況</td> <td colspan="6">(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自衛隊派遣要請の状況</td> <td colspan="6">その他都道府県又は市町村が講じた応急対策</td> </tr> </table> <p>(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</p> <p>(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。</p>	報告日時	年 月 日 時 分	都道府県		報告者氏名		報告日時	年 月 日 時 分	都道府県市町村 (消防本部)		報告者氏名		災害の概況	発生場所	発生日時			月	日	時	分	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>死者</td> <td>人</td> <td>重傷者</td> <td>人</td> <td rowspan="2">住家被害</td> <td>全壊</td> <td>棟</td> <td>床上浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>うち災害関連死者</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>半壊</td> <td>棟</td> <td>床下浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不明</td> <td>人</td> <td>軽傷者</td> <td>人</td> <td></td> <td>一部破損</td> <td>棟</td> <td>未分類</td> <td>棟</td> </tr> </table>								人的被害	死者	人	重傷者	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	うち災害関連死者	人			半壊	棟	床下浸水	棟		不明	人	軽傷者	人		一部破損	棟	未分類	棟	119番通報の件数								応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)			消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)						自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策					
報告日時	年 月 日 時 分																																																																																																																																																																															
都道府県																																																																																																																																																																																
市町村 (消防本部名)																																																																																																																																																																																
報告者名																																																																																																																																																																																
災害の概況	発生場所	発生日時			月	日	時	分																																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>死者</td> <td>人</td> <td>重傷</td> <td>人</td> <td rowspan="2">住家被害</td> <td>全壊</td> <td>棟</td> <td>床上浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>うち災害関連死者</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>半壊</td> <td>棟</td> <td>床下浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不明</td> <td>人</td> <td>軽傷</td> <td>人</td> <td></td> <td>一部破損</td> <td>棟</td> <td>未分類</td> <td>棟</td> </tr> </table>								人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	うち災害関連死者	人			半壊	棟	床下浸水	棟		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟																																																																																																																																												
人的被害										死者	人	重傷	人		住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟																																																																																																																																																													
									うち災害関連死者	人			半壊	棟		床下浸水	棟																																																																																																																																																															
									不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟																																																																																																																																																															
119番通報の件数																																																																																																																																																																																
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)																																																																																																																																																																											
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)																																																																																																																																																																													
	自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																																																																																																																																																																													
報告日時	年 月 日 時 分																																																																																																																																																																															
都道府県																																																																																																																																																																																
報告者氏名																																																																																																																																																																																
報告日時	年 月 日 時 分																																																																																																																																																																															
都道府県市町村 (消防本部)																																																																																																																																																																																
報告者氏名																																																																																																																																																																																
災害の概況	発生場所	発生日時			月	日	時	分																																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>死者</td> <td>人</td> <td>重傷者</td> <td>人</td> <td rowspan="2">住家被害</td> <td>全壊</td> <td>棟</td> <td>床上浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>うち災害関連死者</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>半壊</td> <td>棟</td> <td>床下浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不明</td> <td>人</td> <td>軽傷者</td> <td>人</td> <td></td> <td>一部破損</td> <td>棟</td> <td>未分類</td> <td>棟</td> </tr> </table>								人的被害	死者	人	重傷者	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	うち災害関連死者	人			半壊	棟	床下浸水	棟		不明	人	軽傷者	人		一部破損	棟	未分類	棟																																																																																																																																												
人的被害										死者	人	重傷者	人		住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟																																																																																																																																																													
									うち災害関連死者	人			半壊	棟		床下浸水	棟																																																																																																																																																															
									不明	人	軽傷者	人		一部破損	棟	未分類	棟																																																																																																																																																															
119番通報の件数																																																																																																																																																																																
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)																																																																																																																																																																											
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)																																																																																																																																																																													
	自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																																																																																																																																																																													

頁	修正前	修正後																																																																				
356	<p style="text-align: center;">様式4 火災報告</p> <p style="text-align: right;">第 報</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>報告日時</td><td>年 月 日 時 分</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td></td></tr> <tr><td>市町村 (消防本部名)</td><td></td></tr> <tr><td>報告者名</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">消防庁受信者氏名</p> <p>※ 特定の事故を除く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>火災種別</td> <td>1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他</td> </tr> <tr> <td>出火場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出火日時 (覚知日時)</td> <td>月 日 時 分 (鎮圧日時) (月 日 時 分) (月 日 時 分) 鎮火日時 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>火元の業態・用途</td> <td>事業所名 (代表者氏名)</td> </tr> <tr> <td>出火箇所</td> <td>出火原因</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死傷者</td> <td>死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人</td> </tr> <tr> <td>死者の生じた理由</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物の概要</td> <td>構造 建築面積 m² 階層 延べ面積 m²</td> </tr> <tr> <td>焼損程度</td> </tr> <tr> <td>り災世帯数</td> <td>世帯 気象状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防活動状況</td> <td>消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人</td> </tr> <tr> <td>救急・救助活動状況</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部等の設置状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他参考事項</td> </tr> </table> <p>(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</p>	報告日時	年 月 日 時 分	都道府県		市町村 (消防本部名)		報告者名		火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他	出火場所		出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) (月 日 時 分) (月 日 時 分) 鎮火日時 月 日 時 分	火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)	出火箇所	出火原因	死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由	建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²	焼損程度	り災世帯数	世帯 気象状況	消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人	救急・救助活動状況	災害対策本部等の設置状況	その他参考事項		<p style="text-align: center;">様式4 火災報告</p> <p style="text-align: right;">第 報</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>報告日時</td><td>年 月 日 時 分</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td></td></tr> <tr><td>報告者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>報告日時</td><td>年 月 日 時 分</td></tr> <tr><td>都道府県市町村 (消防本部)</td><td></td></tr> <tr><td>報告者氏名</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">消防庁受信者氏名</p> <p>※ 特定の事故を除く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>火災種別</td> <td>1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他</td> </tr> <tr> <td>出火場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出火日時 (覚知日時)</td> <td>月 日 時 分 (鎮圧日時) (月 日 時 分) (月 日 時 分) 鎮火日時 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>火元の業態・用途</td> <td>事業所名 (代表者氏名)</td> </tr> <tr> <td>出火箇所</td> <td>出火原因</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死傷者</td> <td>死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人</td> </tr> <tr> <td>死者の生じた理由</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物の概要</td> <td>構造 建築面積 m² 階層 延べ面積 m²</td> </tr> <tr> <td>焼損程度</td> </tr> <tr> <td>り災世帯数</td> <td>世帯 気象状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防活動状況</td> <td>消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人</td> </tr> <tr> <td>救急・救助活動状況</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部等の設置状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他参考事項</td> </tr> </table> <p>(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</p>	報告日時	年 月 日 時 分	都道府県		報告者氏名		報告日時	年 月 日 時 分	都道府県市町村 (消防本部)		報告者氏名		火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他	出火場所		出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) (月 日 時 分) (月 日 時 分) 鎮火日時 月 日 時 分	火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)	出火箇所	出火原因	死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由	建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²	焼損程度	り災世帯数	世帯 気象状況	消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人	救急・救助活動状況	災害対策本部等の設置状況	その他参考事項	
報告日時	年 月 日 時 分																																																																					
都道府県																																																																						
市町村 (消防本部名)																																																																						
報告者名																																																																						
火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他																																																																					
出火場所																																																																						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) (月 日 時 分) (月 日 時 分) 鎮火日時 月 日 時 分																																																																					
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)																																																																					
出火箇所	出火原因																																																																					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人																																																																					
	死者の生じた理由																																																																					
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²																																																																					
	焼損程度																																																																					
り災世帯数	世帯 気象状況																																																																					
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人																																																																					
	救急・救助活動状況																																																																					
	災害対策本部等の設置状況																																																																					
その他参考事項																																																																						
報告日時	年 月 日 時 分																																																																					
都道府県																																																																						
報告者氏名																																																																						
報告日時	年 月 日 時 分																																																																					
都道府県市町村 (消防本部)																																																																						
報告者氏名																																																																						
火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他																																																																					
出火場所																																																																						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) (月 日 時 分) (月 日 時 分) 鎮火日時 月 日 時 分																																																																					
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)																																																																					
出火箇所	出火原因																																																																					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人																																																																					
	死者の生じた理由																																																																					
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²																																																																					
	焼損程度																																																																					
り災世帯数	世帯 気象状況																																																																					
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人																																																																					
	救急・救助活動状況																																																																					
	災害対策本部等の設置状況																																																																					
その他参考事項																																																																						

災害時における応急対策業務に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、本町において発生した地震、津波、風水害その他災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）により、甲が管理する道路、橋梁、河川及び建造物等に被害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉岡町地域防災計画に基づき、災害時における町民の生命、身体及び財産の保護並びに町民生活の安全の確保に必要な応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりである。

- (1) 法第23条の2第1項の規定に基づき、吉岡町災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号と同程度の災害で、吉岡町地域防災計画に基づき、吉岡町災害警戒本部が設置された場合

（応急対策業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業
- (3) 甲が行う水防作業と連携する水害防御のための応急措置作業
- (4) 甲が管理する道路、河川等の施設の機能確保等のための緊急を要する応急復旧作業
- (5) 緊急を要する建設資機材又は労力（以下「建設資機材等」という。）の調達及び輸送
- (6) その他甲が必要と認める応急作業

（応急対策業務の協力要請手続）

第4条 甲は、前条の応急対策業務の実施について乙の協力が必要と認める場合は、乙に対し次に掲げる事項を記載した「吉岡町災害時応急対策業務要請書」（第1号様式。以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、特に急を要する場合又は要請書による要請が困難な場合は、電話その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所及び実施場所の状況
- (2) 応急対策業務の内容
- (3) 建設資機材等が必要な場合その内訳
- (4) その他必要な事項

（応急対策業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の実施報告）

第6条 乙は、前条に基づく応急対策業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「吉岡町災害時応急対策業務報告書」（第2号様式。以下「報告書」という。）に着手前、中途、完了後の業務実施状況が確認できる写真及び書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所及び期間
- (2) 応急対策業務の内容
- (3) 応急対策業務に従事した者の氏名
- (4) 応急対策業務に建設資機材等を使用した場合その内訳

(5) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 乙の応急対策業務の実施に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の規定に基づき甲が負担する経費の算出については、前条により乙から提出された報告内容を確認し、甲が採用する積算基準等に基づき、甲乙の協議により行うこととする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて応急対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、その業務のため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における従事者又は従事者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

(協力体制)

第9条 この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、乙は、この協定の締結に際し次に掲げる資料を整え、甲に提出するものとする。

- (1) 連絡体制（連絡担当者、休日・夜間連絡先等）
- (2) 技術職員名簿（土木施工管理技士等）
- (3) 保有建設資機材等（建設機械、建設機械運転有資格者等）

2 乙は、毎年4月当初の時点で、前項に基づく提出資料の記載内容に変更が生じた場合には、変更後の資料を甲に提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提出資料の記載内容に変更が生じ、甲が必要と認めた場合は、乙は変更後の資料を甲に提出しなければならない。

(防災訓練への参加)

第10条 この協定の実効性を確保するために、甲は、乙に対し甲が主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次に掲げる状況に該当すると認めるときは、前条の期間に関わらず、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 乙がこの協定を履行する見込みがない
- (2) 乙が労働者災害補償保険から離脱したとき
- (3) 乙がこの協定に基づく応急対策業務の協力者としてふさわしくない

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

吉岡町水道事業（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による水道災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧（甲が、他市町村等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が乙に連絡することにより行うものとし、次の各号のとおりとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- （3） 必要とする作業員の職種別人員
- （4） 災害発生場所及び活動内容
- （5） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応 援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の作業員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の作業員等を集約のうえ提出し、甲が採用する積算基準等に基づき、甲乙の協議により行うものとする。

（労災費用）

第6条 応急復旧により乙の作業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の作業員の労災保険（昭和22年法律第50号）により補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第9条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

災害時における仮設トイレ等のし尿の収集運搬に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社 北群馬衛生社（以下「乙」という。）は、「吉岡町地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、仮設トイレ等から発生するし尿の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、町内において災害が発生した場合は、乙に対し、吉岡町地域防災計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
 - (2) し尿の収集・運搬の場所
 - (3) し尿の搬入先
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

- 2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) し尿以外の異物の混入防止に努めること。
 - (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

第5条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日
- (2) 協定業務における避難所等ごとの収集基数及び収集量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第6条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し事故報告書により報告するものとする。

(災害補償)

第7条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったとき、その者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲の要請により乙が、協定業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用の額、支払い方法については、速やかに甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と吉岡町一般廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、「吉岡町地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、家庭系一般廃棄物の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における家庭系一般廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、町内において災害が発生した場合は、乙に対し、吉岡町地域防災計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

（定義）

第3条 この協定において「家庭系一般廃棄物」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物のうち、し尿等を除くものをいい、災害により倒壊及び、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
 - (2) 家庭系一般廃棄物の収集・運搬の場所
 - (3) 家庭系一般廃棄物の搬入先
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 家庭系一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に従事した人員、車両及び時間
- (2) 協定業務における搬入先ごとの種類及び量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（事故の報告）

第7条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し事故報告書により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(経費の負担)

第9条 当該年度に、甲と乙で締結している一般廃棄物収集運搬業務委託契約（以下「契約」という。）に基づく、収集時間、車両台数、また乙が契約を受託するにあたり、必要とした人員を超えない範囲での協定業務の実施については、当該契約の委託料の中で賄うものとする。その他甲の要請により、乙が実施した協定業務の実施に要する経費は甲が負担するものとし、その額については甲、乙協議の上決定するものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

災害時における復旧支援協力に関する協定

群馬県（以下「甲」という。）と別紙 1 に定める市町村（乙 1 から乙 3 1 まで）（以下乙 1 から乙 3 1 までを総称して「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、地震等の災害により甲及び乙の管理する下水道管路施設その他の管路施設（以下「管路施設」という。）が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、協定を締結する。

なお、下水道管路においては、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 1 5 条の 2 の規定に基づいた協定とする。

本協定締結に伴い、甲又は乙と丙が過去に締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定」は廃止する。

（目的）

第 1 条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害により被災した管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（災害）

第 2 条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- （1）地震、豪雨、洪水、その他異常な自然現象
- （2）その他甲及び乙と丙の協議により定めるもの（ただし、事故等の人的災害は除く）

（事務局）

第 3 条 甲、乙及び丙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

- （1）甲の事務局は、群馬県県土整備部下水環境課とする。
- （2）乙の事務局は、別表に掲げるとおりとする。
- （3）丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部群馬県部会とする。
- （4）事務局を変更した場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙及び丙に通知するものとする。

（復旧支援協力の要請）

第 4 条 甲及び乙は、丙に対し災害により被災した管路施設の復旧に関し、次の業務の支援協力を要請することができる。

- （1）被災した管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
- （2）その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

- 2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第3条に規定する甲の事務局が甲及び乙の復旧支援協力要請を取りまとめたうえで、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

(復旧支援協力の実施)

- 第5条 丙は、第4条の規定により甲から復旧支援協力の要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。ただし、大規模災害等において、丙が人員、機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は甲、乙及び丙間で協議のうえで決定する。

(費用)

- 第6条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力を要する費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

(報告)

- 第7条 丙は、甲及び乙の要請により実施した復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに支援を要請した甲及び乙に対し、書面により報告を行うものとする。
- 2 丙は、災害時の支援に備え、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員等を甲の事務局に報告するものとする。変更された場合も、適宜、甲の事務局に報告するものとし、甲の事務局は乙に通知するものとする。

(管路施設台帳データの提供)

- 第8条 甲及び乙は、管路施設の調査に必要な台帳の図面等をPDF等の電子データで提供可能な場合、丙に提供するものとする。
- 2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。
 - 3 甲及び乙は、管路施設台帳を大幅に変更した場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

(管路施設台帳データの開示)

- 第9条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力の要請をされたとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。
- 2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から提供された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

(情報の保護)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合に、個人情報の保護に関する法律等に基づきその情報の保護に努めなければならない。

(広域被災)

第11条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、丙は、下水道対策本部による活動を優先する。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。
3 第1項の合同訓練を実施する場合においても、第9条第1項及び第2項、第10条を準用する。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年12月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙の協議により決定するものとする。
2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、違反した相手方への書面による通知をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。なお、乙は本書の写しを保有し、甲及び丙に提出する同意書により本協定の締結を証する。

災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という）と、社会福祉法人薫英会（以下「乙」という）とは、災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、吉岡町内において大規模な地震、風水害及びその他の災害（以下、「災害等」という。）が発生し、災害時要支援者（以下、「要支援者」という。）が避難生活を余技なくされた際に、乙に対し、福祉避難所の開設・運営に関する協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において福祉避難所とは、「吉岡町地域防災計画に基づき、高齢者、障害者など、指定避難所での生活に困難をきたす要支援者のために特別の配慮がなされた避難所をさし、本人及びその家族等の支援者を受け入れる避難所とする。

（対象者）

第3条 この協定における避難生活の支援対象となる者（以下「対象者」という。）は、原則として、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要支援者で、一般の避難所では生活に支障を来し、特別な配慮を要する要支援者等とする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表（様式1）のとおりとする。

（施設使用の要請）

第5条 甲は、一般の避難所に避難した要支援者が、福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が施設機能に大幅な被害を受け福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りではない。

（手続き）

第6条 甲は、第5条の要請を行う必要が生じた場合は、甲の災害対策本部から下記の事項を記載した福祉避難所開設要請書（様式2）及び要支援者情報提供票（様式3）をもって乙に要請を行うものとする。

ただし緊急を要する場合は口頭等をもって要請し、その後速やかに書面またはデータ等を送付する。

- (1) 対象者の氏名、住所、生年月日（年齢）、性別、心身の状況
- (2) 緊急連絡先、担当ケアマネージャー、相談支援専門員等
- (3) 支援者を伴う場合は、支援者の氏名、住所、続柄
- (4) 福祉及び医療サービス利用状況等

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、対象者の移送は、当該対象者の家族及び支援者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

（物資の調達）

第9条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平常時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確

保するよう努めるものとする。

(介助員等の確保)

第10条 乙は、福祉避難所として対象者を受け入れた場合は、当該対象者の家族等の支援者と協力して介助等の必要な生活支援を行うものとする。

(スクリーニング)

第11条 福祉避難所への移送を要する対象者の選定は、避難した要支援者の心身状況等による振り分け（以下「スクリーニング」という。）により行う。スクリーニングは、一般避難所において甲により行うことを基本とする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第12条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、要支援者の安全で安心な生活拠点確保を進めることにより、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第13条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受け入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令（これらの法令に基づく通知及び通達を含む。）に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(請求)

第14条 乙は、経費の請求に際して、福祉避難所運営費請求明細書（様式4）を甲に提出するものとする。

(守秘義務)

第15条 乙は、福祉避難所の開設・運営を行う場合において知り得た情報を漏らしてはならない。
ただし、本人の同意がある場合及び本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除く。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第17条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年3月26日

様式第2号(第6条関係)

福祉避難所開設要請書

年 月 日

(法人・施設代表者あて)
様

吉岡町長

下記施設について、福祉避難所として開設することを決定しましたので「災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定書」に基づき、ご協力をお願いいたします。

記

1 施設名

2 開設期間 年 月 日から 年 月 日まで

※上記期間は、災害の規模・程度により延長又は変更される場合があります。

3 開設準備及び要援護者受入に関する連絡調整窓口

吉岡町 災害対策本部
福祉避難所担当 職・氏名
TEL:
FAX:

様式第3号(第6条関係)

要支援者情報提供票

(施設) 管理者 様

年 月 日

フリガナ ----- 氏名	性別	生年月日	年齢
-----		年 月 日	歳
住所		電話番号	

家族等連絡先				
フリガナ ----- 氏名	続柄	住所	電話番号	福祉避難所への付き添い
-----				有 ・ 無
-----				有 ・ 無

歩 行	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助	排 泄	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助
食 事	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助	服 薬	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助
入 浴	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助	着 脱	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助
意思疎通	良 ・ 難 ・ 不可	紙おむつ利用	無 ・ 有
経管栄養	無 ・ 有	たん吸引	無 ・ 有
視覚障害	無 ・ 有 ()	聴覚障害	無 ・ 有 ()
自閉症	無 ・ 軽度 ・ 中度 ・ 重度	認知症	無 ・ 軽度 ・ 中度 ・ 重度
精神疾患	無 ・ 有 ()		
障害者 手帳等	身体 級 部位 []		
	愛護 A ・ B	精神 級	難病 []
介護認定	無 ・ 要介護 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 要支援 2 ・ 1		
障害支援区分	無 ・ 区 分 6 ・ 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1		
利用中の福祉サービス及びケアマネ等			
補装具及び日常生活用具（車椅子・補聴器・つえ等の補装具の種類、所持等について記入）			
現病歴・服薬状況（薬の種類、飲む時間、残数等について記入）			
かかりつけの病院	電話番号 ()		
備考			

福祉避難所利用決定者について上記のとおり情報提供します。福祉避難所の管理者及び従事者は、個人情報の保護に十分ご配慮ください。 吉岡町長

災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社ジョイフル本田（以下「乙」という。）は、災害時等における物資供給及び災害支援活動協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉岡町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、食料・生活必需品等の物資（以下「生活物資」という。）の供給協力及び避難者、帰宅困難者、及び住民等（以下「被災者等」という。）の応急救済に係る災害支援活動協力に関する事項について定めるものとする。

2 平時から甲と乙が相互に連携し、防災に係る啓発活動等に関して可能な範囲で協力することを目的とし、それに関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙の店舗において、被災者等に対し、避難場所（駐車場を含む。）、店舗に付随する電源、水道、トイレ等の設備を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者等に対し、テレビ・ラジオで知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 甲が必要とする生活物資を可能な範囲で提供すること。
- (4) 平時における防災に係る啓発活動等に関すること。

（対象施設）

第3条 前条第1号及び第2号の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 ジョイホン吉岡店及びその駐車場
所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大久保 364-1 他

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する第2条第3号に規定する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時等の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（協力要請手続き）

第5条 甲の乙に対する協力要請手続きは、次のとおり行うものとする。

- (1) 甲は、災害時等に、第3条で規定する施設を避難場所として利用する必要があるときは、乙に対し電話またはその他の方法をもって協力を要請する。
- (2) 甲の乙に対する第2条第3号に係る要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

（協力実施）

第6条 乙は、前条第1号の規定により甲から要請を受けたときは、第3条に規定する対象施設を開放し、被災者等の応急救済に係る災害支援活動協力等に積極的に努めるものとする。ただし、災害時等において緊急に対応する必要があると認められるときは、自主的な判断に基づき、第3条で規定する施設を開放し、甲に協力するものとする。

2 乙は、前条第2号の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

3 乙は、前項の規定により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

(利用者状況の照会)

第7条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、乙が提供している施設等の利用状況について照会することができる。

(生活物資の運搬)

第8条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第9条 第6条第1項に掲げる協力実施については、乙が無償で行うものとする。

2 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

3 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第10条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(損害負担)

第11条 乙又はこの協定に基づき避難場所の提供業務に従事した者が、第三者に損害等を与えた場合は、これらの者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その賠償の責めは、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

2 乙は、提供した避難場所において、避難者及び避難者の車両等が自然災害に起因する損害又は避難者間で発生した損害について、乙の故意又は重大な過失がある場合を除き、その賠償の責めを負わないものとする。

(災害補償)

第12条 この協定に基づく業務に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、当該従事者もしくはその被扶養者又は遺族に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険により対応するものとする。ただし、乙又はこの協定に基づく業務に従事した者に故意又は重大な過失がなく、かつ、当該保険が適用されないときは、群馬県市町村総合事務組合が定める群馬県市町村消防団員等公務災害補償条例（平成2年群馬県市町村総合事務組合条例第15号）の規定による損害補償を適用できる場合に限り、これを補償するものとする。

(情報交換及び訓練)

第13条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から情報交換及び訓練の協力により相互の連携に努めるものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲と乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年4月19日